

平成 30 年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（平成 29 年度事業分）

粕屋町協働のまちづくり課

## 目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

基本目標と施策の体系・・・・・・・・ P2

平成 29 年度実施状況・・・・・・・・ P3～

( 具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・ P7～ )

## [粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成 26 年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画」を策定しました。計画期間を平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、計画の中間年である平成 31 年度に見直しを行います。男女共同参画社会の実現に向けて、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

平成 27 年度は、計画の推進初年度として、計画書概要版の全戸配布を行い住民の皆さまへの周知を図りました。また、推進施策のひとつでもある「粕屋町男女共同参画条例」を制定し、町のイベント「人権を尊重する町民のつどい」の中で、中島玲子先生による講演会の開催を行いました。平成 28 年度及び平成 29 年度は、各自治公民館での啓発を行い、地域における男女共同参画の推進に取り組みしました。

## 基本目標と施策の体系

「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」という基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。



\* 基本目標IIIは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を兼ねる。

## [平成 29 年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、取りまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課にフィードバックし、見直し改善を促すことにより計画の推進を図ります。

計画 3 年目である平成 29 年度は、講演会や講座の開催はできなかったものの、引き続き、自治公民館（23 か所）における人権の出前講座の中で、男女共同参画の研修を行いました。地域における防災講座で避難所運営において女性の参画を促すなど、防災の分野の中でも進みつつあります。近年の多発する災害を受けて住民の防災意識は高くなっており、男女共同参画の視点からの防災の取組を進めることが必要です。

かすやこども館における父子向けの講座は、ボランティア団体の子育て応援団（父親育児参加チーム）が中心となって開催し、男性の育児、地域への参画を促す取組を行い、地域での介護予防対策においても様々な取組がなされ、社会システムの中での男女共同参画も少しずつ進みつつあります。しかし、雇用分野においては、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスについての事業所への啓発が不十分であり、啓発の内容や方法を検討します。また、働く女性の支援については、子育て世代が多い町の特徴を考慮し、女性活躍推進法に基づく取組などを検討します。

DV防止の観点では、相談窓口の周知や相談体制の強化を図っています。デートDVやJKビジネスといった若年層をターゲットとした性に関する人権侵害から、子どもたちを守る取組が急がれており、町立中学校の3年生を対象にデートDVの啓発チラシを作成し、学校での配付を行いました。今後は、講演会等が開催できるよう関係課との連携をとりながら啓発の方法を検討していきます。

具体的施策ごとに実施状況の評価を行いました。（次ページより）

## ●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
主要課題 (1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発
主要課題 (2) 男女共同参画を推進する教育活動の充実

町民の男女平等の意識を育て、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての啓発・教育活動を充実し、その意識を醸成していきます

### <平成 29 年度の施策の実施状況の概要>

- ・大きな講演会は開催することができず、今後の検討課題となった。
- ・福岡県男女共同参画センター「あすばる」などの講演会や講座は町ホームページに掲載し、情報提供を行った。
- ・自治公民館（23 か所）での人権の出前講座は、男女共同参画の内容を入れた研修にした。
- ・学校教育の分野では、昨年引き続き男女平等教育は進んでいる。
- ・PTA や各種団体など社会教育の中での団体への啓発が進まないため、啓発方法を含め検討が必要である。
- ・6月の男女共同参画週間は広報と町ホームページでの啓発はできたが、セミナー等のイベントは開催できていない。
- ・広報紙等においてジェンダーにとらわれない表現の使用を徹底しているが、その指針の作成は準備段階である。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	4	8	4	3
%	21.1%	42.1%	21.1%	15.7%

#### [各施策の評価区分]

- A.90%以上（十分達成している）
- B.70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C.50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D.50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

## ●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり
主要課題（１）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保 主要課題（２）ワーク・ライフ・バランスの推進 主要課題（３）困難な状況に置かれている人への支援 主要課題（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進 主要課題（５）地域・防災分野における男女共同参画の推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。また、ひとり親家庭等、多様な家庭が安心して暮らせるような支援を目指します。さらに、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

### <平成 29 年度の施策の実施状況の概要>

- ・ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスなどについて、企業や事業者への啓発が不十分である。
- ・子育てや介護環境の整備等は、各個別計画に基づいて取組が進められている。
- ・各種審議会委員への女性の登用は進めているが、審議会の中には充て職で構成され、登用率の向上が難しいものもあるが、毎年実施される内閣府調査の女性登用率は前年度より上がった。
- ・町の女性職員の採用及び管理職への登用は進んでおり、ワーク・ライフ・バランスについては「特定事業主行動計画」により取り組んでいる。
- ・地域における男女共同参画については、防災講座で避難所運営などにおいて女性の参画を促している。
- ・まちづくり活動支援室の登録団体には女性グループも多く、地域における活動支援を行っている。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	9	8	6
%	11.5%	34.6%	30.8%	23.1%

[各施策の評価区分]

- A.90%以上（十分達成している）
- B.70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C.50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D.50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり
主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶
主要課題（２）生涯を通じた健康支援

「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）をはじめとするあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進やDV防止等に関する啓発、被害者への支援等の充実を図ります。

また、男女が互いの性差や「性と生殖に関し健康的生活を営む権利の尊重」等を理解した上で、生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。

<平成29年度の施策の実施状況の概要>

- ・DV防止については、啓発チラシを作成し、町のイベントの際に町民向けに配布を行った。DV相談事例等は少ないが、様々な相談にも対応できるよう相談員の資質の向上を図った。
- ・町立中学校の3年生を対象にデートDVの啓発チラシを作成し、学校での配付を行った。
- ・性犯罪などの被害防止に向けた啓発は遅れており、今後の検討課題である。
- ・生涯を通じた健康支援については、健診など健康づくり事業や高齢者を対象としたゆうゆうサロンで実施している。
- ・人権を尊重した性に関する教育は学校でも行われているが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという観点を意識した啓発や教育には、着手できていない状況である。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	6	6	1
%	13.3%	40.0%	40.0%	6.7%

[各施策の評価区分]

- A.90%以上（十分達成している）
- B.70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C.50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D.50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）



平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策 (主要課題)	具体的施策 (施策の方向性)	事業名	施策概要	担当課	達成度 (自己評価)	達成度の根拠となる平成29年度の施策概要における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移 H27→H28→H29	審議会からの意見	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	Ⅰ・1 男女共同参画社会に向けた意識啓発	発Ⅰ・1・① 町民の意識を高める啓	1	広報等による情報提供	広報紙およびホームページ等各種媒体を活用し、日常的な啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙には年4回、関係記事を掲載し啓発を行った。ホームページには、男女共同参画のページに、計画書、概要版、条例などを紹介するとともに講座やイベント等の案内を随時行った。	SNSの利用など情報発信の多様化を図るなど、多くの方が気軽に目にするのできる手段での啓発を検討する。	B → B → B	
			2	啓発パンフレット等の作成	住民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	住民や教育機関向けのパンフレットの作成は行っていないが、啓発チラシを作成し、町のイベント等で配布した。	啓発チラシ等の作成において経費をなるべく削減できるように工夫する。	A → B → B	
			3	男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種講座や講演会等を開催します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育における行政区の人権学習会において、男女共同参画の視点を取り入れ、啓発を行った。	各地域における講座で啓発を進めていくとともに、講演会等の開催を検討する。	B → C → C	
		供Ⅰ・1・② 情報の提	4	男女共同参画関連情報の積極的な提供	広報紙・ホームページ等を通じ、男女共同参画に関する取組、法令等をわかりやすく解説するとともに、情報を積極的に提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	前年度に引き続き、広報誌やホームページへ男女共同参画に関する取組の掲載を行った。今回は男女共同参画の視点における災害時の対応を広報誌に掲載した。	今後も広報、ホームページを利用し、男女共同参画に関する取組について、積極的な情報提供を行っていく。	B → B → B	
			5	関連図書の収集と紹介	男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、紹介します。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に関する図書として、婦人問題、ワークライフバランス、父親参加の子育てなど、100冊以上の冊数を幅広く収集している。	このテーマの図書の貸出は少ないため、時々「話題の本」などとして取り扱い、利用者の目に留まるような工夫を行う。	B → B → B	
	慮出Ⅰ・1・③ 現行政に広がる報配・	6	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用	広報紙・ホームページ及び出版物の製作にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報やホームページを編集する際には、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底している。	研修会等に参加し、担当職員の意識向上を図るとともに、原稿等を作成する各課担当者にも意識啓発を進めていく。	B → B → B		
		7	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない文書表現に関する指針の作成	行政文書等を社会的性別(ジェンダー)の視点から見直し、性別に偏りのない表現にするよう指針・マニュアル等を作成します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	現在は内閣府男女共同参画局のガイドラインを参考に業務を行っているが、今後、町のガイドライン等を作成するために資料収集を行った。	男女共同参画の視点に立った広報のガイドライン等の作成について検討する。	C → C → C		
		育Ⅰ・2 男女共同参画を推進する教	平Ⅰ・2・① 学校教育における男女	8	乳幼児期からの男女平等教育の推進	保育所、幼稚園に対し、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない幼児教育の実践の働きかけを行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	日頃から「男の子は青色」「女の子は桃色」など男女を区別するようなことはせず、自分の好きな色を選択するなど、個性を伸ばす教育を行っている。	今後も各自が性別を問わず友達を大切に思い、幼児期の自己肯定感を育む教育を目指す。	C → B → B
	9			学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に示す男女平等の理念に基づいた教育を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	粕屋町のスタイルである「説明力アップの授業づくり」を通して、男女問わず、自ら進んで誰とでも話したり聞いたりする授業が展開されている。	互いの意見を尊重し合うことの良さを実感することができる授業を展開する必要がある。	A → A → A	学習指導要領どおりに実施して評価をされているが、具体的にどのようなことをやっているのか見えない。
	10			男女平等教育に関する教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	誰とでも交流する授業の大切さが分かる授業研修や、人権・同和の視点の大切さについて学ぶための学人研の研修を行った。	地域や家庭への発信を行うとともに児童生徒1人ひとりを大切にする授業の展開が図られるよう、今後も継続して研修を実施する。	A → A → A	学習指導要領どおりに実施して評価をされているが、具体的にどのようなことをやっているのか見えない。

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	I・2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	等Ⅰ・2・① 学校教育における男女平等教育の推進	11	進路指導の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実に努めます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育、さらには、日常の授業において、個の考えの違いや価値を大切にしている。	様々な教科等の関連を図り、個性を大切にすることを身につけさせていく。	A → A → A	学習指導要領どおりに実施して評価をされているが、具体的にどのようなことをやっているのか見えない。
			12	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	全ての教育活動において、命の大切さ、相手の立場に立った考え方の大切さについて指導が行われている。	道徳が、「特別の教科道徳」になることも踏まえ、他教科との関連を図りながら、指導内容を充実させる。	A → A → A	学習指導要領どおりに実施して評価をされているが、具体的にどのようなことをやっているのか見えない。
			13	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課 子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → C → C	
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町での研修、講演会の開催時は、保育所・幼稚園職員も対象である。平成29年度は男女共同参画に特化した研修は行っていないが、総務課で全職員対象とした人権研修を行っており、保育所・幼稚園職員も参加している。	長期的な視点で講演会や研修を企画し、今後も啓発と研修機会の提供を行う。	B → C → C	
						子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した研修は実施されていないが、職員人権教育研修会や12月の人権を尊重する町民の集いに参加し、学習機会の充実を図っている。	職員人権研修をはじめ、男女共同参画に関する研修の際には、保育所・幼稚園の職員に積極的な参加を促す。	C → C → C	
			14	子育て世代への啓発の推進	PTA行事等での講演会・研修会開催を利用して、子育て世代への啓発、情報提供に取り組めます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各PTAが実施している家庭教育学級等において、男女共同参画についてのメニューも紹介している。実際にどのような研修を実施するかは各PTAの自主性に任せているため、未実施である。	今後も男女共同参画に関する研修を取り入れてもらうようメニューを紹介する。	D → D → D	
	15	地域・団体等の学習に対する啓発と支援	公民館等を使って行っている人権研修、生涯学習研修の中で男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	公民館において人権学習が実施されており、男女共同参画に関する内容を含めた人権をテーマにし、啓発を行った。	今後も公民館における人権学習において、男女共同参画に関する内容をテーマに含め、啓発を行う。	D → A → B			
	16	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課 社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → B → B			
				協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座に関しては、男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、自治公民館における人権学習会の中で、男女共同参画の推進を図る学習を行った。	人権や防災に関する出前講座において、男女共同参画の視点に立った内容を取り入れ、啓発を続ける。	D → B → B	防災講座は住民の方の関心が高く、出席者も多い。男女共同参画の視点での避難所運営などの話を「男女共同参画」というフレーズを入れて啓発してはどうか。		
				社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座には、男女共同参画のメニューが用意できなかったが、公民館における人権学習の中で学習を行った。	公民館における人権学習において、男女共同参画の内容を含め、検討する。	D → B → B			
	17	男女共同参画週間における学習、啓発の推進	男女共同参画週間(6月23日～29日)には、ポスター掲示、ホームページに掲載し、週間の意識付けを行うと共に、セミナー等を開催し、学習、啓発を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報かすや6月号及び町ホームページで男女共同参画週間とキャッチフレーズを掲載し、啓発を行った。	今後も男女共同参画週間の周知を図るとともに、より充実した啓発ができるよう計画する。セミナーの開催等についても検討する。	D → C → C			
	18	各団体研修等での啓発の推進	各社会教育関連団体(PTAなど)、老人クラブ等で行われる研修の内容について男女共同参画の視点から啓発や助言、指導を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育団体やまちづくり活動支援室への登録団体に対し、男女共同参画の視点からの啓発や助言は行っていない。啓発方法や指導の機会等についての検討がまだできていない。	社会教育団体やまちづくり活動支援室への登録団体に対し、啓発方法についての検討を行う。若年層の関係団体にはデートDVに関する啓発を進める。	D → D → D			
	19	女性へのエンパワーメント支援と女性リーダーの養成	講座やセミナーの開催、又はその情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	講座やセミナーの開催には至っていないが、福岡県男女共同参画センターなどのセミナーや講座の案内は、町ホームページにおいても情報提供を行っている。	福岡県男女共同参画センターなどのセミナーや講座の案内は積極的な情報提供を継続するとともに、講座やセミナーの開催についても検討する。	D → D → D			

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を發揮し、 支え合う社会づくり	Ⅱ・1 雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保	Ⅱ・1・① 企業への広報、啓発	20	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課 総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → C → C		
						地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等は掲示し、啓発を行った。	引き続きチラシ等の掲示を行うとともに、町ホームページへの掲載について実施できるよう進める。	D → C → C		
						総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	職員に対して庁内LAN等を利用し、育児休業等に関する制度の案内、周知を行っている。また、育児・介護休業に関する条例等が改正されたため、そのことについても公布後ただちに周知した。	男性職員の出産補助休暇や養育休暇の認知度が低いため、対象者に個別に制度の案内を行うとともに、取得しやすい方法について周知を行う。	D → B → B		
				21	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、様々な方法で男女共同参画推進の意識を高めます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成30、31年度指名登録の際に各登録業者へのチラシ等の同封までは至らなかったが、ホームページの登録用のページに協力依頼を掲載した。	2年後の指名登録に向けた対応を検討するとともに、事前準備を早期に開始する。	D → C → C	
				22	ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等は掲示し、啓発を行った。また、商工会館に啓発物を設置している。	引き続きチラシ等の掲示を行うとともに、町ホームページへの掲載について実施できるよう進める。	D → D → D	事業所での啓発が進んでいない。大きな企業は社内研修等があるが、小さな事業所では啓発チラシや冊子の配布が必要。企業のトップや社員に理解してもらうことが大切。
		の働Ⅱ 支く、1 援女性、 性へ②		23	女性の再就労に対する支援の促進	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発と、能力開発や学習機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県男女共同参画センターや福岡県子育て女性就職支援センターなどのセミナーや講座の案内は、町ホームページにおいても情報提供を行っている。	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発や支援について、情報を収集し、情報提供につなげる。	C → C → C	県主催の講座は会場が遠く子育て中の人は参加しづらい。今後、県事業(元氣塾)を利用するなどして、町での開催を検討してはどうか。
		Ⅱ・2 ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅱ の参加の② 促進 男性の育児・介護、地域	24	両立のための職場理解と制度の普及促進	男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図るとともに、課長会で有休・夏季休暇の取得状況について報告している。また衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇、養育休暇の取得率について報告した。	ワークライフバランスを実現するため、特定事業主行動計画の目標の達成に向け、さらなる制度の周知や職場環境の整備を行い、男性職員の育児休業取得についても働きかけていく。	B → B → B	
	25			ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度はワーク・ライフ・バランスに特化した啓発を行っていない。	個人及び企業に対してワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて、広く周知を図る。	B → D → D		
	26			事業所への情報提供・啓発	事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等を掲示し、啓発を行った。	引き続き掲示は行うが、ホームページ掲載について実施できるよう進める。	D → D → D	事業所での啓発が進んでいない。大きな企業は社内研修等があるが、小さな事業所では啓発チラシや冊子の配布が必要。企業のトップや社員に理解してもらうことが大切。	
	27			広報紙への啓発記事の掲載	男性にとつての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度は内容の検討が進まず、男性の育児・介護、地域への参加等に特化した啓発を行っていない。	個人及び企業に対して男性の子育て参加や育児休業取得の促進等について、広く周知を図る。	D → D → D		
			28	父親を対象とした子育て講座の開催	父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	子育て応援団の父親の育児参加チームにおける親子木工教室を2回開催し、父親の参加を促した。	今後も父親が参加したくなるような講座を増やしていきたい。	D → B → B	講座に参加者は意識が高いため、一緒に活動するボランティアメンバーに声をかける場合もある。後継者や今後の担い手を育てることが必要。	
			29	両親教室の開催	沐浴や妊婦体験等を通して、両親で共に支え合い子育てを楽しむことができるよう支援します。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	健やかな出産・育児へとつなげるために第1子の妊婦家庭を対象に年に3回、夫婦で参加する「日曜パパとママのたまご学級(両親学級)」を開催した。参加者の大多数が30代の夫婦で、参加した父親からは「育児の心構えや妻の大変さを知ることが出来た」「妊婦体験が良かった。家事や自分が出来る事は積極的に参加したい」などの感想があった。	両親で支え合いながら子育てができるように、今後も教室の開催日程、時間、体験方法等を検討し、継続的に開催する。	A → A → A		

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を發揮し、 支え合う社会づくり	Ⅱ・2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	Ⅱ・2・③ 子育て環境、 介護環境の整備	30	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	[放課後児童支援員]資格の取得や各種研修の実施により、保育の質の向上を図った。入所申込みが増加しており、待機児童が発生している状況であった。	引き続き、保育の質の向上に取り組むとともに、量の拡充を図る必要がある。施設整備や指導員の確保が課題である。	B → B → B
			31	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	/		B → B → B
						子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	低年齢児、障がい児、病児保育、延長保育、一時保育などの各種保育を行っている。平成29年度においても私立認可保育所へ障がい児等保育事業費補助金を交付した。	定員増により待機児童数は減少したが解消には至っていないため、施設整備等による定員増を含め、更に保育サービスを拡充する必要がある。	B → B → B
						全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の各種事業において、託児が必要と見込まれる場合は必要な経費を予算化し、実施している。	託児を想定して事業を行い、託児が必要と見込まれる場合は積極的に必要な経費の予算化を検討する。	C → C → C
	32	介護保険サービスの適切な利用促進	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、一人ひとりが適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう進めていきます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	65歳になった方に対し、被保険者証と一緒にパンフレットを配布することにより介護保険制度の周知を図った。また、サービス利用者に対しては、適宜制度の周知を行うとともに、適切なサービス利用を促進するため介護給付費通知の配布を行った。	毎年のように行われる介護保険制度の改正について、遺漏なく周知を行っていく。	B → B → B		
	Ⅱ・3 困難な状況に置かれている人への支援	Ⅱ・3・① 障がい者、高齢者の安心 環境の整備 高齢者・暮ら せる環境の整備	33	介護予防・生活支援施策の充実	高齢男女が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護予防教室の参加を促進するために、教室の種類を増やしたり、内容の工夫を行った。	高齢者の参加促進につながる教室であるかどうかを確認しながら、教室の内容を検討する。	C → A → A
			34	ノーマライゼーションの推進	だれもが社会参加できる地域づくりのため、社会的性別(ジェンダー)にとらわれないことやバリアフリーを基本にした福祉施策を推進します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福祉施策については、バリアフリーを基本として進めている。粕屋町地域福祉計画に基づき、住みやすい地域づくりに努めているが、具体的な取組みまでには至っていない。	バリアフリーを基本とした福祉施策については、今後も推進し、地域福祉計画に基づく積極的な取組みを行う。また社会的性別(ジェンダー)について社会的関心が高くなっていることから、周知や啓発を進めていく。	C → C → C
		Ⅱ・3・② 女性への支援 配慮を必要とする男性	35	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供や支援方法の検討を行います。	総合窓口課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	/		B → B → B
	総合窓口課		A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	総合窓口課では、ひとり親世帯への手当の支給、医療費の助成を行っており、相談窓口等での情報提供を行っている。	今後も引き続き、関係機関との連携を取りながら、情報提供を行っていく。	B → B → B				
			介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	様々な悩みに応じた相談窓口等のチラシ配布及び窓口での周知を行った。障がいのある方については、相談窓口等の情報提供を行うとともに、委託先や関係機関と連携を図りながら支援を実施した。	引き続き、相談窓口の周知及び個々の状況に合わせた対応を継続していく。	B → B → B			
	Ⅱ・4 女性の政策の参画 方針決定	Ⅱ・4・① 委員等への女性各種積極的登用	36	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年4月1日現在の内閣府調査において、粕屋町は前年度に比べ23.4%から27.8%と上がっている。審議会等の設置時に、委員の女性比率を考慮したうえで委員構成の検討を行っている。	審議会等の委員は条例や要綱等により、一部充て職で構成される場合も多いことから、団体・関係機関の長や役職者の女性登用率の向上に伴う部分があると考えられる。今後も所管部署において委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定する。	C → C → C
			37	各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、対象者の把握まで至っていない。	各種審議会の女性委員の調査時に、対象者を把握し、福岡県男女共同参画センター等の研修案内を検討する。	D → D → D

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を發揮し、 支え合う社会づくり	Ⅱ・4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	Ⅱ・4・② 町職員への意識啓発及び女性の採用・登用	38	町職員に対する定期的な研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C → C	
						総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度は男女共同参画に特化した研修は実施していないが、全職員を対象とした人権研修の中で自分らしく生きることや違いを認め合う心などについて取り上げた。	定期的に男女共同参画に特化した研修を実施するとともに、職員人権研修等の中で、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員の意識啓発を図っていく。	D → C → C	
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度は男女共同参画に特化した研修は行っていない。	総務課(研修担当)と協議し、計画見直し時期などに町職員全体を対象とした研修を検討する。その他の時期には定期的に庁内メール等で職員への周知を図る。	B → C → C	
			39	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、有給取得制度等の普及を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図り、課長会で有休・夏季休暇の取得状況を報告している。また衛生委員会活動報告で、男性の出産補助休暇、養育休暇の取得率についてもお知らせした。	有給休暇取得日数は所属部署による偏りがあるため、特に取得率の低い部署に対しては所属長を通じ取得率が上がるよう働きかけていく必要がある。	B → B → B	
	40	女性職員の登用拡大	男女職員が粕屋町の対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに性別にとられない職場配置を行っていきます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	採用試験では、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用は、勤務成績等に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとられない職場配置に努めた。	今後も職員採用において平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施し、管理職への登用についても勤務成績等に基づき、性別にとられない職場配置に努めていく。	A → A → A			
	41	女性職員のリーダーシップの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度は該当する研修への参加希望者はいなかった。	今後もリーダーシップ養成講座等については積極的に職員に周知するとともに、研修担当として参加を促したい。	B → D → D			
	Ⅱ・5 地域・防災分野における男女共同参画の推進	Ⅱ・5・① 地域の活動における男女共同参画の促進	42	各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C → C	
						社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	文化祭は、婦人会、文化協会、青年団の実行委員会方式で行い、連携を図っている。	社会教育関係団体同士が連携し、男女が共に事業を実施できるように会議等において啓発を行う。	C → C → C	
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種団体に対する啓発は内容及び方法等の検討から進んでいない。	各種団体の役員が出席される会議等において、啓発チラシを配布するなど検討を行う。	D → D → D	
		43	地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → D → C		
社会教育課					A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体においては、女性役員の登用率は比較的行われている。	今後も引き続き、役員女性の女性登用について啓発を行う。	C → C → C			
	Ⅱ・5・② 防災に	44	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取組に男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	災害発生に備えた備蓄品の購入において、女性の視点を取り入れた品目の選定も行い、備蓄品の計画的購入を進めた。	備蓄計画の途中段階であり、今後も引き続き計画的な購入を進める。	B → B → B		
45		男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自主防災組織結成時には、男女が平等に役割を担うような構成となるよう指導している。また、避難所運営マニュアル(現在作成中)にも避難所運営委員会に女性の参画を明記している。	実際に女性の視点や意見が反映されるよう実施していくことが重要である。	C → B → B			

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1 性に関するあらゆる暴力の根絶	Ⅲ・1・① DV未然防止	46	DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B		
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV防止に関するチラシやポスターについて、適宜設置し、DVに対する認識を深めるために啓発を行った。	DV防止に関するチラシやポスターを適宜設置し、啓発を継続するとともに、今後もさらなる防止のための啓発を行っていく。	C → C → C	県事業で中学校・高校向けのデートDV講師派遣があるので、検討してはどうか。	
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙を通して女性ホットライン(相談窓口)の紹介等を4回行った。また、7月の三本大会、12月の人権を尊重する町民のつどいで啓発チラシの配布を行い、周知を図った。	今後も町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を進める。	B → B → B	DV防止にむけた啓発は身近でわかりやすいものにしたほうが伝わりやすい。	
			47	デートDVに関する啓発	デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課 協働のまちづくり課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				D → D → C	
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DVのうち、とくにデートDVに関するケースがなく、特化した周知や啓発は、まだできていない。	DV防止の周知を進める中で、デートDVについてもさらなる周知、啓発を進めていく。	D → D → D		
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	デートDVの啓発チラシを作成し、町立中学校3年生を対象に学校で配布を行い、周知を図った。	DV防止の周知を進める中で、対象者等の検討も行き、デートDVについても周知、啓発を進めていく。	D → D → B		
				学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	性教育の充実を図られているが、予防教育を定着させるまでは至っていない。	小中学校における教育課程を見直し、次期学習指導要領改訂に向けて、授業の中に位置付けられる内容を検討していく。	C → C → C				
		Ⅲ・1・② DV相談体制の構築	48	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、適切な情報を提供します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者については、介護福祉課で相談を受け、ケースに応じた情報提供を行い、適切な対応を行うことができた。	今後も引き続き相談を受け、関係機関への情報提供を行うなどDV被害者への適切な支援を行う。	B → B → B		
	49		相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				C → B → B		
					介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	今年度も研修を受け、相談員としてのスキルアップを図ることができた。また、相談があった際は、状況に応じた対応を行うことができた。	被害者に対し、適切な相談業務等ができるよう、今後も研修や勉強会への積極的な参加に努めていく。	C → B → B			
					総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	外部研修を受講する機会にはなかったが、課内で定期的な勉強会を開催した。また、被害者の状況に応じた適切な相談対応はできている。	外部の研修会や勉強会があれば積極的に参加するとともに、内部でも引き続き勉強会を開催し相談員の育成、資質の向上を図っていく。	B → B → B			
	50		かすや地区女性ホットラインの活用	「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホットラインについては、平成29年度も事業を実施し、広報等に掲載するなど、周知を図った。	今後も、多くの方に広報やホームページなどで周知に努め、認知度を高めて利用してもらえるようにする。	B → B → B			
	51	関係機関との連携	庁内連絡会議等により関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実を図ります。また、警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区では、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」を開催しており、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら、被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C → C				
	52	個人情報保護の徹底	通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制作りに取り組みます。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成29年度は集合研修を開催していないが、新規採用職員に対して入庁時に個人情報保護に関する研修を実施し、職員に対して毎年e-ラーニングによる研修受講を行っている。各課では個人情報は施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応では十分配慮するなど徹底した管理を行っている。	個人情報の漏えい事案の原因の多くは人的な要因によるものであるため、研修を通して個人情報保護の徹底を呼び掛ける必要がある。また、DVIに関する情報には特段の配慮が必要であり、取扱いについて周知徹底を図っていく。	A → A → A				

平成29年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1 性に関するあらゆる暴力の根絶	保護・自立支援 被害者 ③	53	関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区では、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」を開催しており、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見、適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C → C
			54	被害者の自立支援	避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	被害者から生活の立て直しについて相談があった場合には、他の機関と連携を図り、福祉施策を活用して適切な支援を行う。	C → C → C
		防止と被害者の性暴力の支援 ④	55	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	防犯を目的とした個人・団体のボランティアが活動をしているが、夜間に活動しているかどうかは把握できていない。	既存のボランティアが、小中学生の子どもの見守りを主に活動しているので、夜間の活動はあまり行われていないと思われる。今後、性犯罪の被害防止に向けた啓発活動及び防犯活動に取り組む必要がある。	D → D → D
			56	性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も広報やホームページなどで、住民の方に女性ホットラインを広く知ってもらえるよう周知に努め、問題が生じたときには気軽に相談してもらおうとする。	C → C → C
		充実 ハラスメントの防止と対策の ⑤	Ⅲ・1 スメントのセクシュアルハラスメントの防止と対策の ⑤	57	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満		
	総務課						A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「粕屋町職員の職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱」を整備し、相談窓口及び苦情処理委員会の設置を行っている。毎月の課長会において注意喚起・啓発を行うとともに、職員外部相談窓口(EAP)を通じた相談方法などについても周知した。	今後も引き続き、職員に対して注意喚起・啓発等を行っていく。	B → B → B
	協働のまちづくり課						A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	セクシュアル・ハラスメントに関して、啓発方法を含め検討が進んでおらず、広報及びホームページへの掲載はできていない。	男女共同参画社会に向けた意識啓発などと併せた検討を進めていく。	D → D → D
	Ⅲ・2 生涯を通じた健康支援	配慮した男女のライフステージに ①	58	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B
						健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町で把握できる各種がん検診の受診率は、20～30%で横ばいか減少傾向にある。職域で実施されるがん検診等は、職域で管理されており受診者を把握することが困難な状況である。健康づくりの啓発は、出前講座や町行事、小学校行事等で健康かすや21計画に基づき実施している。	誰もが自らの健康管理に主体的に取り組むことができるように、今後も健康かすや21に基づく啓発を進める。がん検診については、町で把握できる受診率としては伸び悩んでいるが、町民全体の把握は難しい。	C → B → C
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	できるだけ健康で元気に暮らせるよう、高齢者を対象としたゆうゆうサロンで、健康分野と共同で健康講座を行った。	今後も健康で安心できる生活ができるよう、施策内容の検討を行い、健康講座の機会を増やすなど工夫を行う。	B → B → B
関する ②		59	人権を尊重した性に関する情報の提供と啓発	思春期教育や性教育に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように周知を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	道徳や保健体育の学習だけでなく、全ての教育活動において、自他を大切にする授業が展開されている。	自他を大切にすることを大切にするだけでなく、行動面においても育成の充実を図っていく。	A → B → B	
女性の人権の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援、情報提供や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。		健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	母子手帳交付時から妊娠・子育て期にわたるまで、母子保健や育児の相談にワンストップで対応し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握、個々に応じた支援プランを策定できるように進めている。また、乳児家庭全戸訪問を通し産婦の状況把握をしている。女性の健康については、健診の休日実施やレディースデーを設けるなど、健診を受けやすい環境を整え、健康相談等を実施している。	より一層の妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。更年期の健康については、今後も健康相談や健診後の相談、パンフレットによる啓発を行っていく。今後も国・県の動向を見据えて検討していく。	A → A → A			